

重要事項に係る調査依頼書		
当社は宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 6 号及び同法施行規則第 16 条の 2 等に基づき、下記のマンションの所有者より売却の依頼を受け、本人の承諾を得て、取引に係る重要事項についての説明書を作成するために、貴社に以下の調査を依頼します。なお、知り得た情報の取り扱いについては当社が一切の責任を負います。		
調 査 依 頼 年 月 日	年 月 日	
依 頼 者	会 社 名	
	所 在 地	
	宅 地 建 物 取 引 業 者 免 許 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事
	担 当 者	所属部署 氏 名 電 話 番 号 F A X
調 査 対 象 マ ン シ ョ ン	名 称	
	所 在 地	
	売 却 依 頼 主	住 戸 番 号 氏 名
調 査 依 頼 項 目 (□にチェック願います。)	<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書 ※1住戸につき <u>13,200円</u> (税込み) ●修繕積立金積立総額 ●管理費・修繕積立金等の月額 ●管理組合の金融機関からの借入額 ●その他 ●管理費・修繕積立金等の滞納額 ●建築年次・共用部分の修繕の実施状況 <input type="checkbox"/> 管理規約(写し) ※1冊につき <u>5,500円</u> (税込み) ※提出にあたり承諾書が必要になります。 ※条件により提出できない物件もあります。 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画書(写し) ※1部につき <u>2,200円</u> (税込み) ※提出にあたり承諾書が必要になります。 ※条件により提出できない物件もあります。 【お振込先】 三井住友銀行 横浜駅前支店 普通預金 8853394 口座名義: カ)ワヅリビングサポート	
(備 考)		

【銀行の振込明細書等 貼り付け用紙】

(※以下の枠内に貼付願います。)

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for pasting a document, as indicated by the text above it.

2023年10月吉日

重要事項に係る調査報告書ご依頼者様 各位

株式会社相鉄リビングサポート
神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

重要事項に係る調査報告書に関する適格請求書記載事項補足情報

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、重要事項に係る調査報告書につきまして、発行手数料に関する請求書・領収書発行は行っておりません。発行手数料の振込明細書をもって領収書に替えさせて頂いております。

適格請求書の記載事項の要件を満たさないものにつきましては、下記の通りとなりますので宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適格請求書発行事業者の名称及び登録番号

名称 : 株式会社相鉄リビングサポート
登録番号 : T2020001062630

2. 取引年月日

振込明細書の振込日をご参照

3. 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率

【適用税率：10%】

(1) 重要事項調査報告書	12,000円
(2) 管理規約（写し）	5,000円
(3) 長期修繕計画書（写し）	2,000円

【適用税率：8%】 0円

4. 税率ごとに区分した消費税額等

(1) 重要事項調査報告書	1,200円
(2) 管理規約（写し）	500円
(3) 長期修繕計画書（写し）	200円

以上